

大館市
保険課広報

保険だより

令和4年 9月号

編集と発行 大館市 市民部 保険課 ☎43-7047
Eメール kokuho@city.odate.lg.jp

新しい国保の保険証をお送りします！

問い合わせ 保険課国保係 ☎43-7047

国民健康保険の被保険者証は毎年10月1日に更新しています。現在、国民健康保険に加入しているかたがお持ちの保険証の有効期限は、9月30日です。新しい保険証は世帯主あてに9月末日までにお送りしますので、10月1日からは、お送りする新しい保険証を医療機関の窓口に提示してください。

**保険証は世帯ごとにとめて
世帯主あてにお送りします**

国保の保険証は、世帯の国保に加入しているかた全員分を世帯主あてにお送りします。

世帯主が国保加入者でない場合でも世帯主あてにお送りします。**世帯主が社会保険に加入している場合や、75歳以上の場合は特にご注意ください。**

記載事項をご確認ください

新しい保険証の氏名・生年月日・住所などの記載事項に間違いがある場合は、保険課まで届け出てください。自分で保険証を書き直すと保険証が無効になりますのでご注意ください。

注意

国保の脱退には届け出が必要です

社会保険など、他の健康保険に加入したのに国保の保険証が届いた場合は、国保の脱退の届け出が必要です。

**新しい保険証の有効期限は
令和5年9月30日です**

新しい保険証の有効期限は、令和5年9月30日ですが、次のいずれかに該当するかたは有効期限が異なります。

● **令和5年9月30日までに75歳になるかた**

↓ **誕生日の前日が有効期限**

75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度に移行します。誕生日前に後期高齢者医療被保険者証をお送りします。(手続きは不要です)。

● **市外に住所のある学生で、卒業予定年度のかた**

↓ **令和5年3月31日が有効期限**

修学を終えたときは、保険課へ届け出てください。また令和5年4月1日以降も在学または別の学校へ入学するかたは、改めて在学証明書の提出が必要です。



保険課、比内・田代総合支所の窓口では、保険証のラミネート加工(透明なフィルムで覆う)を行っています。ご希望のかたは窓口まで保険証をお持ちください。



保険証は大切に!!

国民健康保険被保険者証（保険証）は、国保に加入していることを証明するもので、一人に1枚交付します。医療機関を受診する際に必要ですので、大切に保管しましょう。

保険証は正しく使いましょう

- 医療機関を受診する際は、忘れずに窓口で提示しましょう
- いつでも使えるよう、必ず手元に保管しましょう
- 保険証の貸し借りは法律で禁止されています



- 保険証のコピーは使うことができません
- 無くしたり破損したときは、再交付しますので届け出てください。
- 国保を脱退するときは、窓口へ返却してください



臓器提供意思表示欄が設けられています

保険証の裏面には、臓器提供意思表示欄が設けられています。記入する・記入しないは自由で、強制するものではありません。また、記入の有無によって受けられる医療が変わることはありません。

臓器提供について、詳しくは(公社)日本臓器移植ネットワーク ☎ 0120 - 78 - 1069 へお問い合わせください。
※保険証をラミネート加工すると、臓器提供意思表示欄に記入できなくなりますのでご注意ください。



臓器提供意思表示欄

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で提示してください。

住所
備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に賛同する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれか1つを必ず記入してください。

1. 私は臓器提供を希望する意思を表明し、臓器提供のために臓器を提供します。
2. 私は、臓器提供を希望しない意思を表明し、臓器提供を希望しません。
3. 私は、臓器提供を希望しません。

【1】又は【2】を記入し、提供したい臓器があれば、*をつけてください。
*【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・嚕嚕】

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____

お問い合わせ先 大館市役所 保険課 電話 TEL. 0186-43-7047

保険税の滞納のあるかたへ

現在、国民健康保険税(国保税)の未納がある世帯のかたの保険証は、市役所での納付相談後に交付します。

1年以上前の国保税の滞納があるかたへは、通常の1年間より有効期間の短い、半年間有効の「短期被保険者証」が交付されます。

修学のため市外へ転出する場合

修学のために大館市から住所を移した後も、引き続き親元の世帯の国民健康保険に加入される場合は届け出が必要です。

届け出に必要なもの

- 修学するかたの国保の保険証
- 在学証明書



医療機関を受診するときは



医療機関の窓口で保険証を提示すると、医療費の一部を支払えば次のような行為が受けられます。

- 診察、検査
- 病気やけがの治療
- 入院と看護(食事代は別途負担)
- 在宅療養(かかりつけ医による訪問診療)と看護
- 訪問看護(医師の指示による)



0歳～69歳のかた

国民健康保険



医療費の自己負担割合

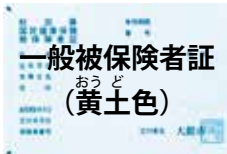
自己負担割合は年齢と所得によって異なります

未就学児	2割
小学校～69歳	3割



70歳～74歳のかた

国民健康保険



+



保険証とは別に、所得などに応じて自己負担割合が記された「**高齢受給者証**」が必要です。

70歳～74歳のかたには、毎年7月下旬に1年間有効の新しい高齢受給者証を世帯主あてにお送りしています。

新たに70歳になるかたには、**誕生月の翌月**(1日が誕生日のかたはその月)から高齢受給者証が必要になりますので、それまでに世帯主あてにお送りします。

現役並み所得以外のかた	2割
現役並み所得のかた	3割



75歳以上のかた・65歳以上で一定の障害があるかた

後期高齢者医療制度



↑

9月30日まで **ねずみ色**
10月1日から **水色**

75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度に移行します。手続きは不要です。

65歳以上で一定の障害のあるかたは、障害認定の申請により、後期高齢者医療制度に加入できます。



世帯の所得状況等により

1割～3割





国保で受けられる給付

国保に加入していると、医療機関に掛かったときの医療費をはじめ、様々な給付が受けられます。

入院したとき

入院したときは、診療や薬に掛かる費用とは別に、左記の標準負担額を食事代として自己負担し、残りは国保が負担します。

入院時食事代の標準負担額（1食当たり）

一般（左記以外のかた） 	90日まで （過去12カ月間）	210円
	90日超 （過去12カ月間）	160円
低所得者Ⅱのかた		100円
低所得者Ⅰのかた 		100円

・本人が70歳以上で、世帯主と世帯の国保加入者全員が市民税非課税のかたは「低所得者Ⅱ」、そのうち基準所得が0円（収入が年金のみの場合は年80万円以下）のかたは「低所得者Ⅰ」になります。

いったん全額自己負担したとき

次のような場合で医療費を全額自己負担したときは、窓口で申請すれば自己負担分を除いた額の払い戻しを受けられます。

- ・保険証を持たずに病院を受診した
- ・海外で病院を受診した
- ・医師の指示によりコルセットなどを購入した
- ・はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けた



※医療費を支払った日の翌日から2年を経過すると支給できませんのでご注意ください。また、医療措置が適切であったかの審査を行うため、支払いまでに2〜3カ月掛かる場合があります。

被保険者が亡くなったとき

被保険者が亡くなったときは、葬祭を行ったかたに葬祭費として5万円を支給します。で、葬祭を終えた後に申請をお願いします。

※葬祭を行った日の翌日から2年を経過すると支給できませんのでご注意ください。



子どもが生まれたとき

被保険者が出産（妊娠12週（85日）以降の死産・流産を含む）したときは「出産育児一時金」として42万円（産科医療保障制度に加入していない医療機関で出産した場合は40万8千円）を支給します。出産育児一時金は、原則として医療機関に直接支払います（直接支払制度）。

※出産日の翌日から2年を経過すると支給できませんのでご注意ください。

こんなときは申請が必要です

- ・ **出産費用が支給額未満のとき**
申請により差額を支給します。
- ・ **直接支払制度を使用しないとき**
医療機関に出産費用を全額支払った後に窓口で申請してください。



◇給付の申請は

保険課国保係 ☎43・7047
 比内総合支所市民生活係 ☎43・7094
 田代総合支所市民生活係 ☎43・7099

問い合わせ

保険課国保係 ☎43・7047

高額な医療費がかかる前に 限度額適用認定証の交付申請を

医療費が高額になるときは「限度額適用認定証」を医療機関で保険証と一緒に提示すると、支払いが所定の限度額(月額)までになります。

一度交付申請すれば1年間(8月～翌年7月)使用できます。

また、住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱのかたは「限度額適用・標準負担額認定証」を提示すると、入院時の食事代も減額されます(4ページ参照)。

限度額適用・標準負担額減額認定証



見本

- ・70歳未満
住民税非課税世帯
- ・70歳以上
低所得者Ⅰ・Ⅱ

限度額適用認定証



見本

- ・70歳未満
住民税課税世帯
- ・70歳以上
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ

医療費の支払いが高額になったとき

複数の医療機関を受診したり、同一世帯で複数の人が医療機関を受診したことで1カ月の医療費の自己負担分が高額になったときは、窓口で申請すれば限度額を超えて支払った自己負担分が「高額療養費」として支給されます。

高額療養費は医療費を支払ってから2年以内は申請できます。医療機関から発行された領収書は1～2年程度は手元に保管しておきましょう。

また、高額療養費支給手続きの簡素化を申請すると、限度額を超えた医療費の支払いがあった場合、差額が自動的に口座へ振り込まれます。手続きの簡素化を希望される方は、左記窓口までご連絡ください。

※入院時の食事代や衣料費、差額ベット代は高額療養費の計算には含みません。文書料やインフルエンザの予防接種なども同様です。

申請に必要なもの

- ・世帯主の通帳
- ・国保の保険証

窓口・問い合わせ

保険課国保係

比内総合支所市民生活係
田代総合支所市民生活係

☎ 43-7047
☎ 43-7094
☎ 43-7099



こんなときは国保の保険証は 使えません!

病気ではないもの

- ・人間ドック
- ・予防接種
- ・正常な妊娠・出産
- ・歯列矯正
- ・軽度のわきがやしみ
- ・美容整形
- ・経済上の理由による妊娠中絶 など



業務上の怪我や病気

雇用主が負担するべきものなので、労災保険が適用されます

給付が制限されます

- ・故意の事故や犯罪行為による傷病
- ・けんかや泥酔などによる傷病
- ・医師や保険者の指示に従わなかったとき など





75歳以上の方がたの保険証が新しくなります！

10月1日から使用する後期高齢者医療被保険者証を9月下旬にお届けします

令和4年10月1日からの医療費の窓口負担割合の見直しにともない、75歳以上のかたの被保険者証が新しくなります。

新しい水色の被保険者証を9月下旬にお届けします。10月1日以降は、病院・薬局などでお知らせをご提示ください。

所得が一定以上あるかたは医療費の窓口負担割合が2割になります

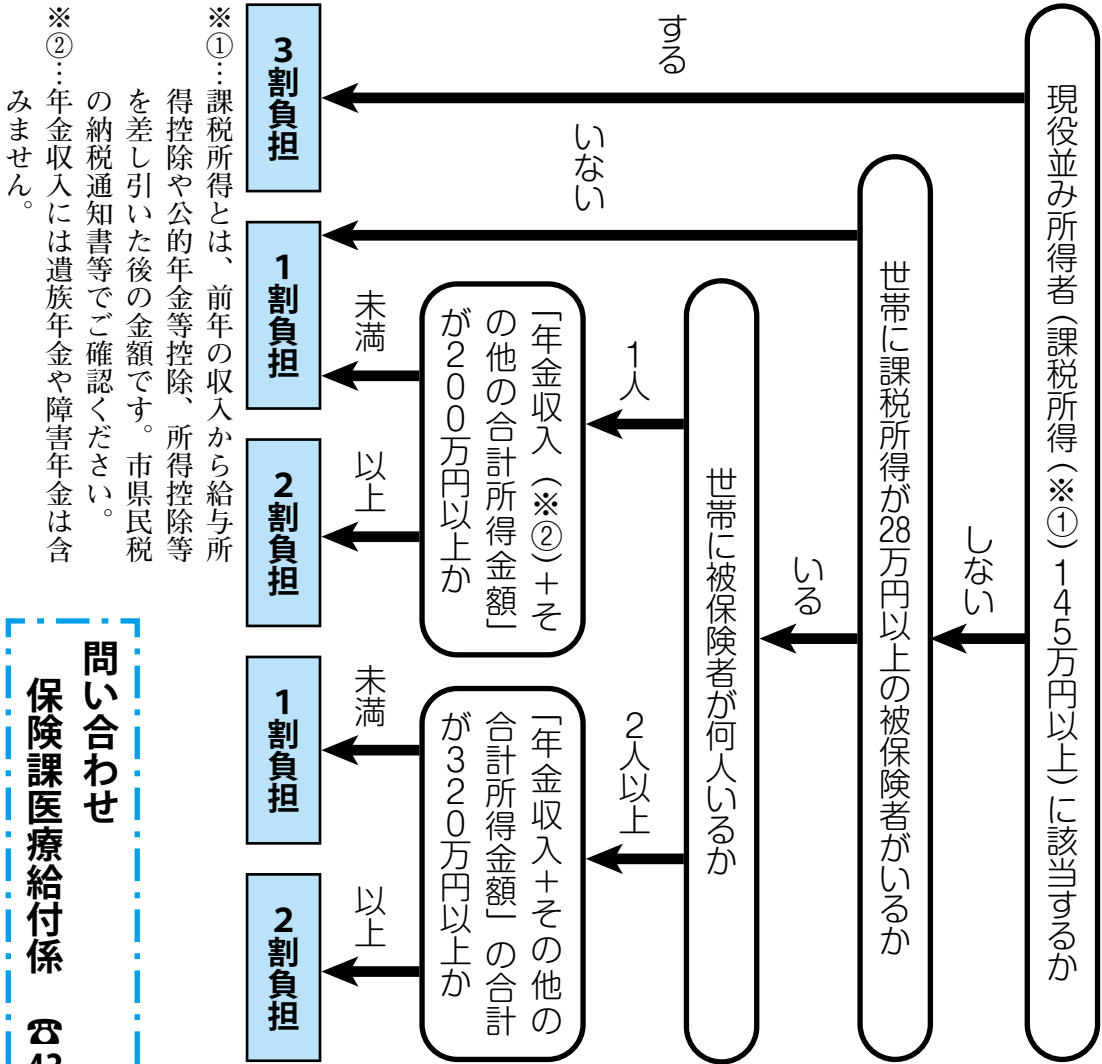
これまで医療費の窓口負担割合が1割だったかたのうち、一定以上の所得があるかたについて、負担割合が2割に変更されます。なお、2割に変更となるのは全国の後期高齢者医療制度被保険者全体のうち約20%のかたです。

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となりはじめ、医療費の増大が見込まれています。窓口負担を除く後期高齢者の医療費の約4割は現役世代の負担により賄われていますが、今後も負担は増加していく見通しです。

今回の窓口負担の見直しは、現役世代の負担の増加を抑え、国民皆保険制度を未来につないでいくためのものです。



窓口負担の判定方法



※①…課税所得とは、前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除、所得控除等を差し引いた後の金額です。市県民税の納税通知書等でご確認ください。

※②…年金収入には遺族年金や障害年金は含まれません。

問い合わせ
 保険課医療給付係
 ☎ 43 - 7046

窓口負担が2割になったかたには負担軽減措置があります
 1割負担から2割負担へと変更になったかたは、外来の窓口での負担増加額を1カ月3,000円までに抑える負担軽減措置(配慮措置)があります(入院は対象外です)。措置期間は3年間、令和7年9月30日までとなります。

医療費の節約には、ジェネリック医薬品を！



近年、高齢化や生活習慣病の増加に伴い医療費が増加しています。市では、増加する医療費を少しでも抑えるため、ジェネリック医薬品の普及・利用促進に取り組んでいます。ジェネリック医薬品を利用することで、ひとりの負担(各家庭の薬代)だけでなく、みんなの負担(国保の給付支出)の削減にもつながります。



ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許期間が終了した後に、新薬と同じ成分を持ち、同じ効果があると厚生労働省から認められた薬です。ジェネリック医薬品は新薬と比べて医薬品の開発期間が短いいため、開発費を大幅に抑えることができます。そのため、低価格で販売することができます。

また、ジェネリック医薬品は、薬の形や大きさを変えたり、苦味を抑えたりすることで、薬を飲みやすくするための工夫がされている場合もあります。

ジェネリック医薬品の注意点

- すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 医師が使用を認めない場合は切り替えることができません。
- ジェネリック医薬品に変更しても、薬代の差額が少ないなどの理由で窓口での自己負担があまり変わらない場合もあります。
- 心配な点・疑問な点がある場合は、医師や薬剤師に相談して、十分な説明を受けてから使用してください。

シールでジェネリック医薬品 希望の意思表示ができます！

医師や薬剤師にジェネリック医薬品の処方をお願いしにくいかなのために、保険証に貼ることでジェネリック医薬品への切り替えの意思を手軽に伝えられるシールを配布しています。ご希望のかたは保険課までお越しください。

ジェネリック医薬品に関する 差額通知をお送りしています

国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入しているかたで、現在使用している医薬品をジェネリック医薬品に切り替えると、医療費の自己負担額が200円以上安くなると見込まれる場合、年2回「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしています。

変更できるジェネリック医薬品の名称やメーカー、金額などが書かれていますので、ジェネリック医薬品への切り替えを検討する際の参考にしてください。

送付時期

- 国民健康保険加入のかた……8月、2月
- 後期高齢者医療加入のかた……7月、1月

ジェネリック医薬品について学ぼう！ 保険課出前講座

大館市では、市民のかたの身近な問題や疑問について、市の職員が直接皆さんの元に出向き説明を行う「出前講座」を毎年実施しています。

保険課では、「ジェネリック医薬品ってなに？」と題し、皆さんが知りたいジェネリックの基本を解説しています。受講してみたいかたは、お気軽にご連絡ください。

主な講座の内容

- ジェネリック医薬品と新薬の違いについて
- ジェネリック医薬品に切り替えることによるメリット

- 処方薬をジェネリック医薬品に切り替える方法
- 国がジェネリック医薬品の普及を進めている理由

対象者
大館市民のかた。
なお、1回の講座につき原則10人以上のご参加をお願いします。

申込方法

実施希望日の3週間前までに、左記の受付場所でお申込書をご記入ください。

- 保険課国保係(本庁舎1階) ☎43・7047
- 生涯学習課(田代総合支所) ☎43・7113
- 最寄りの公民館

問い合わせ：福祉部健康課 ☎ 42-9055、またはそれぞれの相談事業の連絡先へ



「こころの相談事業」をご利用ください

9月10日から16日は、自殺予防週間です。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、全国で相談事業や啓発事業が実施されます。

こころの傷は目には見えません。本人にしか分からない不安や苦しみを抱え込み、誰にも相談できないまま追い込まれてしまうこともあります。身近な人の変化に気付いたら、どうかひと声掛けてあげてください。

メンタルヘルス相談室

ところ	メンタルヘルス相談室(旧正札竹村) ※ハチ公小径側入口から2階へ
料金	無料(予約制で1回約50分)
申込み	☎ 57-8240 月～水・金曜日 9時～12時 (祝日・年末年始を除く)
相談日	月～水・金曜日 9時～12時・13時～15時 / 第3土曜日 9時～12時

臨床心理士や専門の相談員による面接相談です。
※相談日は電話で申込みの際に決定します。

金曜こころのホットライン

専用ダイヤル	☎ 080-8206-7471
とき	毎週金曜日 9時～12時 13時～17時 (祝日・年末年始を除く)
主催	秋田県北NPO支援センター

こころの悩みや不安を相談員が電話で親身になって伺います。

こころのEメール相談

アドレス	cocoro@energy.ocn.ne.jp
宛先	〒017-0843 大館市字中町5 秋田県北NPO支援センター こころの相談

Eメールや手紙での相談を行います。相談内容は心の相談に限らせていただきます。

※迷惑メール対策で受信拒否設定をしていないかご確認ください。

※メール確認(月～水曜日の9時～12時、金曜日の9時～12時・13時～17時)、返信には日数を要することがあります。(祝日・年末年始を除く)

サロン「ひなたぼっこ」

とき	毎月第1・3火曜日、第2日曜日 10時～12時(祝日・年末年始を除く)
ところ	火曜日 北部男女共同参画センター 比内公民館 日曜日 北部男女共同参画センター
料金	無料
主催	秋田県北NPO支援センター ☎ 49-3485

おしゃべりサロンです。傾聴ボランティアの皆さんとお茶を飲みながら語らいのひと時を過ごしてみませんか。

おおだてひきこもり相談室

相談窓口	おおだてひきこもり相談室 大館市字三ノ丸103-4(大館市総合福祉センター内)
相談方法	面接(予約制)または電話
料金	無料
申込み	月～金曜日 10時～16時(祝日・年末年始を除く) ☎ 43-1155

※大館市にお住まいで、概ね65歳までのかたやその家族

居場所「よりどころ」

ひきこもり状態にあるかたが、他のかたとつながることができる場です。

とき	月～金曜日 10時～16時(祝日・年末年始を除く)
ところ	大館市総合福祉センター 2階
予約	不要
料金	無料

お問い合わせ おおだてひきこもり相談室
☎ 43-1155

